介護支援専門員死亡等届出書

愛知県知事 殿

介護保険法第69条の5及び介護保険法施行規則第113条の13の規定により、次のとおり届出します。

要							申請	年月	日	(西暦)		年	月	日	
出 住 所	届		(姓)		(名)										
電話番号 目毛 ()	出		(〒	—)									
 (姓) 氏名 (佐) (左) (左) (左) (左) (左) (本) (本)<td>人</td><td></td><td>自宅</td><td>` /</td><td>※どち</td><td>らか</td><td>- 連絡可能</td><td></td><td></td><td></td><td>くください</td><td>)</td><td></td><td>_</td>	人		自宅	` /	※どち	らか	- 連絡可能				くください)		_	
専門員 登録番号	護支		(姓)		(名)				生生	年月日		年	月	日	
届出する事由 1 死亡した 2 精神の機能障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者となった 3 「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」に該当した 4 介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により「罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな	専門	登録番号									(西暦)	年	月	日	
届出する事由 1 死亡した 2 精神の機能障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者となった 3 「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」に該当した 4 介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により「罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな		当該介護支援専用員について													
1 死亡した															
員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者となった 3 「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」に該当した 4 介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により「罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな	1														
を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」に該当した 4 介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により「罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな	員の業務を適正に行うに当たって必要 な認知、判断及び意思疎通を適切に行														
4 介護保険法その他介護保険法施行令 第35条の2で定める法律の規定により 「罰金の刑に処せられ、その執行を終 わり、又は執行を受けることがなくな 書類 ○介護支援専門員証又は介護支援専門員登録証明書	を終わり、又は執行を受けることがな														
	4	第35条の2で定 「罰金の刑に処わり、又は執行		書類	書類										

上記「添付書類チェック欄」において、該当する事由すべてに☑をつけ、記載の添付すべき書類を同封のうえ、申請してください。なお、手続きや添付書類についての詳細は以下のWebページをご確認ください。



https://www.pref.aichi.jp/site/aichi-caremanager/caremana-touroku.html

添付書類である介護支援専門員証(又は登録証明書)を亡失された場合は以下に署名すること。

届出に必要な介護支援専門員証について不明ですので、添付ができません。なお、発見した場合は速 やかに返納します。

氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。